

○「禁止地域」について

坂祝町では、岐阜県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を掲出する場所について、「禁止区域」「許可地域」の2つの地域設定をしています。これらの地域設定は、掲出しようとする屋外広告物に対して、掲出の可否や、掲出する屋外広告物の規模などについて、条例や制限を決める基本となるものです。よって、屋外広告物を掲出しようとする場合には、掲出しようとする土地が、これらのいずれの地域にあるのかを、はじめに確認する必要があります。

坂祝町の「禁止地域」

坂祝町では、下記の地域を「禁止地域」として設定しています。

	岐阜県屋外広告物条例施行規則 (第5条・抜粋)	坂祝町で該当する区域
1号	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区	第1種低層住居専用地域
9号	道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)、鉄道(新幹線鉄道を除く。)、軌道及び索道で、知事が指定する区間	・国道21号線 ・東海旅客鉄道高山本線
13号	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館	いわゆる町立等の公共施設がこれに該当します。
16号	交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で交通安全上必要があるとして知事が指定する地域	1. 信号機の設置されている交差点 2. 道路(一般道または県道を指す:以下同じ)と、道路との交差点 3. 道路と鉄道との踏切 4. 上記1及び2の交差点並びに、3の踏切から30m以内の道路及び、歩車道の区分のない道路の両側5m以内の区域

※補足

具体的に、道路の両側5mが禁止地域となるのは、以下の地域です。

- ・一般国道、県道及び、町道に関係なく、信号機の設置されている交差点から30m以内の道路(国県町道を問わない)で、歩車道の区分のない道路の両側5m以内の地域。
- ・信号機の有無にかかわらず、一般国道又は県道の交差点から30m以内の道路で、歩車道の区分のない道路の両側5m以内の地域。
- ・一般国道又は県道と、鉄道の踏切から30m以内の道路で、歩車道の区分のない道路の両側5m以内の地域。
(上記のいずれも、歩車道の区分がある場合は、禁止地域となりません。片側のみ歩道がある場合は、歩道のない側の5m以内の区域が禁止地域となります。)

★禁止地域における許可の基準★

禁止地域内でも、許可の基準内であれば下記の広告物を設置することができます。

広告物の種類	表示面積	高さ	その他の基準
自家広告物	1事業所あたり合計 50m ² 以下	—	広告物の種類に応じて、許可地域の基準を満たすこと
案内広告物 道標等	1面 2m ² 以下で合計 4m ² 以下(集合看板は1面 10m ² 以下で合計 20m ² 以下)	野立看板のみ 5m以下	広告物の種類に応じて、許可地域の基準を満たすこと

<その他の条件> (上記、案内広告物・道標等)

- ・施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること。
- ・表示の内容は、名称、方向、距離などの案内誘導を行うのに必要な最小限の事項を表示するものであること。
- ・動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。